

○安来市男女共同参画推進委員会規則

平成26年3月26日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、安来市男女共同参画推進条例（平成26年安来市条例第11号）第16条第3項の規定に基づき、安来市男女共同参画推進委員会（以下「委員会という。」）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 公募による者

(3) その他市長が必要と認める者

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係ある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。